

規制シート(様式)

190197000750001

平成28年12月19日

規制の名称	タクシー業務適正化特別措置法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)、タクシー業務適正化特別措置法施行規則(昭和45年運輸省令第66号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	自動車局旅客課 課長 鶴田浩久
規制目的	タクシーの運転者の登録を実施し、指定地域において輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行うとともに、特定指定地域においてタクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることにより、タクシー事業の業務の適正化を図り、もって輸送の安全及び利用者の利便の確保に資すること		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通大臣は、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、指定地域として指定することができる。 ○ 国土交通大臣は、指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、特定指定地域として指定することができる。 ○ タクシー事業者は、タクシーには、登録運転者以外の者を運転者として乗務させてはならない。 ○ タクシー事業者は、適正化事業実施機関に対し、負担金を納付する義務を負う。 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保するため、議員立法である特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十三号)により、タクシー運転者登録制度について、対象を全国に拡大する等の改正を行った。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	運送の引き受け拒絶等の不適切な行為が依然として発生している状況を踏まえ、タクシー事業に係る業務の適正化を図るため、今後とも引き続き規制の維持が必要と考える。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上記のとおり		
見直し条項	平成25年法律第83号 附則第17条		
次の見直し時期	平成33年度		